

社会福祉法人 日本保育協会大阪支部規約

第1章 総 則

(名 称)

第1条 支部の名称は、社会福祉法人日本保育協会大阪支部（以下「当支部」という。）とする。

(事務所)

第2条 当支部は、事務所を支部長が定めた園内に置く。

第2章 会 員

(会 員)

第3条 当支部は、支部の目的に賛同する施設長、または施設・関係機関を代表する者をもって会員とする。

(会 費)

第4条 会員は、別に定めるところにより、会費を納入する。

(入会及び退会)

第5条 1. 入会または退会しようとするものは、別に定めるところにより、事務局を通じて、支部長に届け出るものとする。
2. 会員が退会する場合であっても、当該年度の会費は納入しなければならない。なお、すでに納入された会費等は理由の如何を問わず返還しないものとする。
3. 2年間会費を納入しない会員は、会員の意思がないものとみなし、除名とする。

(除 名)

第6条 会員が、この規約に違反し、または当支部の品位を傷つけたときは、支部長は日本保育協会理事会に対して、除名決議を要請することができる。

第3章 目的と事業

(目 的)

第7条 当支部は、大阪府域内の保育事業の振興助成を計り、福祉国家の実現に寄与することを目的とする。

(事 業)

第8条 1. 当支部は、第7条の目的を実現するために下記の事業を行う。
(1) 大阪府・市の保育資源の開発と各方面の協力態勢促進に関する事業。
(2) 保育施設の改善、振興、助成並びに相互扶助に関する事業。
(3) 保育事業職員の養成、福利、厚生に関する事業。
(4) 機関紙その他印刷物の発行に関する事業。
(5) 本部の事業に協力提携する事業。
(6) その他本支部の目的達成に資する事業。
2. 当支部に、女性部・青年部を設け、目的遂行に寄与せしめる。

第4章 会 計

(会 計)

第9条 当支部の会計は、次のとおりに行われる。

1. 当支部の収入は、次のとおりとする。
 - (イ) 会費収入
 - (ロ) 寄付金品収入
 - (ハ) 事業に伴う収入
- (ニ) その他理事会の決議によって収入と決めた金品
2. 当支部の支出は、次のとおりとする。
 - (イ) 毎年度予算の執行に伴うもの
 - (ロ) 事業に伴うもの
 - (ハ) 執行機関に委任されているもの
- (ニ) その他理事会の決議によって支出と決定したもの

(事業及び会計年度)

第10条 当支部の事業年度及び会計年度は、毎年4月1日にはじまり、翌年3月31日を以って終る。

第5章 役 員

(役 員)

第11条 当支部に、次のとおり理事をおく。

1. 理事は、各市町村・各区より概ね10園に1名を選出し、理事会を構成する。
2. 支部長が必要と認める時は、別途理事を任命することができる。

(役員の仕事)

- 第12条**
1. 支部長は、支部を代表し、支部業務を処理する。
 2. 副支部長は、支部長を補佐する。
 3. 事務局長は、支部長の命を受け、支部の常務を処理する。
 4. 会計は、支部の会計業務を処理する。
 5. 研修部長は、研修部を組織し、支部研修の企画・実施を行なう。
 6. ブロック長は、ブロック内の連絡調整を行なう。
 7. 理事は、理事会を構成し、支部の業務を審議する。
 8. 監事は、支部の業務を監査する。

(役員の仕事)

- 第13条**
1. 支部長、副支部長、会計、ブロック長は、理事の互選とし、総会の承認を受ける。
 2. 理事及び監事は、総会において選任する。
 3. 事務局長は、副支部長の中から支部長が委嘱する。
 4. 研修部長は、理事の中より支部長が委嘱する。
 5. ブロック長は、各ブロック毎に、理事の内より選出する。
 6. 支部長が必要と認める時は、事務局次長を委嘱することができる。

(顧 問)

第14条 1. 当支部に、顧問をおくことができる。

2. 顧問は、支部長が委嘱する。
3. 顧問は、当支部の重要業務に関し、支部長の諮問に応ずる。

(役員任期)

第15条 当支部の役員任期は2年とする。ただし、再任を妨げないが、支部長の重責を鑑み、支部長は、3期6年までとする。

第6章 会 議

(会 議)

- 第16条**
1. 当支部の会議は、総会及び理事会とする。
 2. 総会は、支部の最高の決議機関であって、下記の事項を付議する。
なお、総会は、会員の過半数を以って成立する。
また、理事会が総会の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき会員（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の過半数が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときも、当該提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。
 - (イ) 事業の年度報告・計画
 - (ロ) 上記に伴う決算及び予算
 - (ハ) 支部長、副支部長（事務局長兼任含む）、会計、研修部長、ブロック長の承認
 - (ニ) 理事及び監事の選任
 - (ホ) 本規約の改廃
 - (ヘ) その他理事会で決めた重要な事項
3. 理事会は、支部の常務を決議する。
(監事は理事会に出席し意見をのべることができる)
4. 会議の議決は、出席者の過半数を以って決める。

附 則

本規約は支部総会において議決された日、即ち昭和54年6月15日から施行する。

この規約は平成12年5月29日に改正する。

この規約は平成14年5月20日に改正する。

この規約は平成20年6月3日に改正する。

この規約は平成22年6月14日に改正する。

この規約は平成24年5月28日に改正する。

この規約は令和2年4月1日に改正する。

この規約は令和3年4月1日に改正する。

この規約は令和8年6月15日に改正する。